平成 29 年度　事業報告

特定非営利活動法人 権利擁護たかつき

Ⅰ　事業の期間

平成 29 年４月１日　～　平成 30 年３月 31 日

Ⅱ　事業の成果（特定非営利活動に係る事業）

１　権利擁護相談事業

平成 29 年度は、権利擁護たかつき設立より 10 年の節目にあたることから、次の 10 年に向けた新たなスタートの年度ととらえ、以下（図表①）にお示しする目標を掲げ、取り組みを行いました。これは、いっそう地域の後見ニーズと協働する法人として、また、大阪における後見活動の拠点を担える法人として、活動を推進するために定めたものです。ここに掲げられた一つひとつについて、具体的な仕組みとして地域に提供できるよう進めました。以下に主な成果をお示しします。

【図表①】

《地域の後見ニーズと権利擁護たかつきの協働》
～地域のニーズと紡ぎ出す後見活動～

活動指針

『事業の安定的継続と創造的法人後見活動の展開』

数多くの後見活動実践を通じ、利用者とスタッフが知識創造を織りなす組織へ

活動骨子

１）法人のガバナンス強化
２）後見活動の新たなシステム構築
３）人材の育成

1）法人のガバナンス強化

①法人経理と後見事務のシステム化

後見事務の負担軽減につながる取り組みは、受任件数の増加への対応と支援の質の向上には欠かせない要素です。そこで、当年度６月より法人スタッフならびにサポーターの給与の支払い、その他の法人経理事務について、遅ればせながらネットバンキングを導入し、その軽減を図りました。今まで現金による受け渡しが中心となっており、事務負担が大きくなっていた分野に、初めて軽減策を取り入れることができました。

なお、この取り組みを受け、後見等利用者の後見事務にも、負担軽減と安全面への配慮から試験的にネットバンキングの導入を開始しています。この取り組みは引き続き行い、より一層の成果を上げられるよう取り組んでいきます。

②立ち寄りやすい事務所への移転

権利擁護たかつきは、成年後見制度に関する新たなニーズ、例えば、高齢者や障がい者にとって重要である“アクセスのしやすさ”、後見事例に関わる方々と時間を共有できる“会議や催しにも応えられる空間”、そして最後に“スタッフの働きやすい職場”に着目し、これらに対応できる法人事務所を目指すため、当年度当初より事務所移転の計画を進めました。約一年を通じて、上記の条件を満たす設計、検討を進め、平成 30 年４月 10 日、無事に新たな事務所の開設を見ることができました（**図表②、③**）。

これにより、地域と協働する権利擁護たかつきを目指す、大きな足がかりを構築することが出来ました。

【図表②】

Arpege
TERAMOTO
Rights Protection
特定非営利活動法人
権利擁護たかつき

【図表③】

Arpege
TERAMOTO

③法人後見活動の積極的広報

当年度は、より多くの方々に後見等支援をお届けするため、また法人後見活動を知って頂くため、権利擁護たかつきの活動をより積極的に発信する必要があると判断し、当年度８月にホームページを刷新致しました（図表④）。

従来の定型フレームのホームページではなく、権利擁護たかつき“らしさ”や、研修会の案内や法人からの情報発信のしやすさ、そしてインパクトにこだわり、制作会社と共に一から作り上げました。

【図表④】

これにともない、法人パンフレットの役割を縮小し、見やすく、持ち運びに便利なコンパクトなものへと作り替えを行いました（図表⑤）。

【図表⑤】

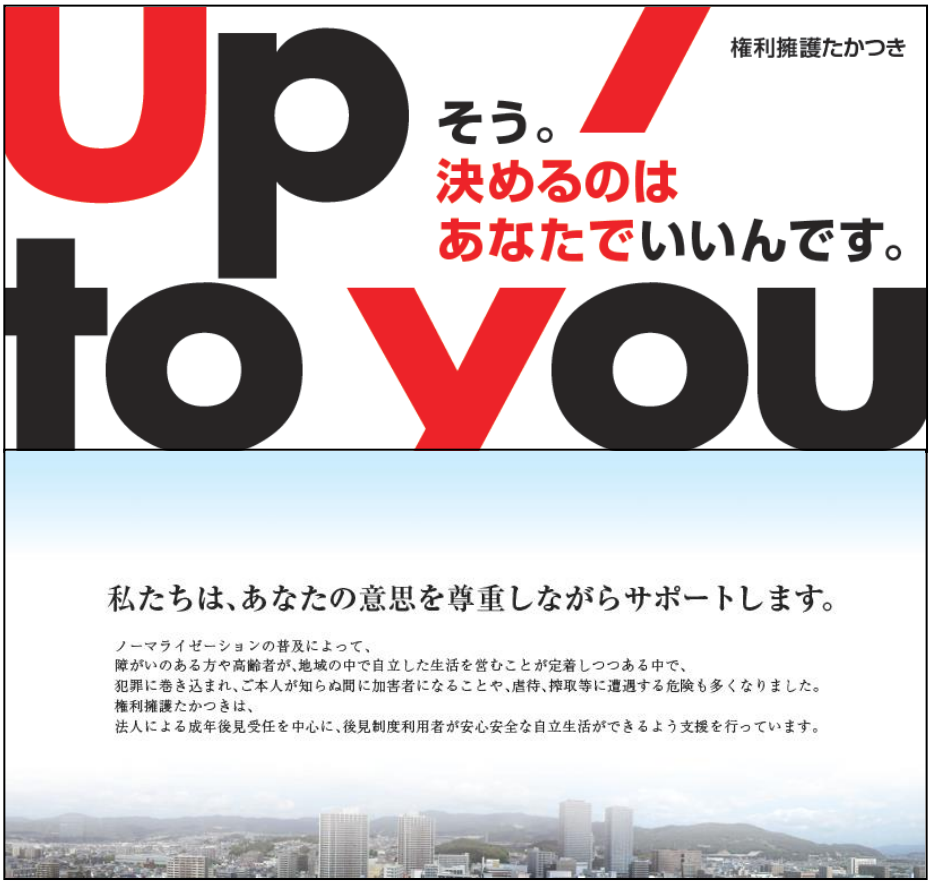

2）後見活動の新たなシステム構築

①スタッフの後見活動の負担軽減

権利擁護たかつきでは、成年後見制度の利用に関する相談から受任に至るまで、一貫した支援を行って参りました。特に成年後見制度の必要性の有無の判断、家庭裁判所への後見等開始の申立手続き、そして候補者選択といった困難を伴う作業を、利用者や親族、関係諸機関との方々と共に取り組んできました。

しかし、こうした作業はスタッフに多くの負担を強いるとともに、後見等開始の申立に関する客観性を損なうという問題も孕んでいます。そこで、特に後見等開始の申立手続きについては、弁護士ならびに司法書士といった専門職へ委ねることとし、問題への対応とすることに致しました。既に当年度の後半よりこうした手続きによる受任となっており、問題の解決に向け、大きな前進をみています。

②地域のニーズに応える受任

当年度はより地域の成年後見等のニーズにお応えできる法人を目指し、積極的受任を進めました。特に虐待や権利侵害を受けている事案、親族や関係諸機関より権利擁護たかつきの後見等受任を強く希望されている事案については受任に努め、社会的貢献を果たすべく取り組みを強化しています。

これにより一層後見等ニーズが掘り起こされ、相談件数は昨年度を大幅に上回っています。

3）人材の育成

①多様な法人への参加のスタイルを模索

当年度は、上記にお示ししましたように、『地域の後見等ニーズと権利擁護たかつきの新たな協働』をテーマに掲げ、取り組んできました。しかし、“協働する”活動内容が法人として明示されていなければなりません。そこで、法人後見活動にご協力いただく仕組みを法人として確立（**図表⑥**）することから始めました。そのうえで、年度を通じて、機関紙やホームページ、新たな権利擁護たかつきのパンフレットにお示しし発信して参りました。これにより、サポーターだけでも新たに２名の方々が仲間に加わってくださる結果となり、また後見利用者支援基金も５名の方々の賛同を得られ、寄付を頂けるなど、分かり易さと発信機会の増加による効果が明らかとなっています。

これらの活動は、これからの権利擁護たかつきの地域との“協働力”の向上に資するとともに、より多くの後見等支援希望者に手を差し伸べることに繋がります。従って、引き続き、積極的に参加の呼びかけを行っていく必要があります。

【図表⑥】

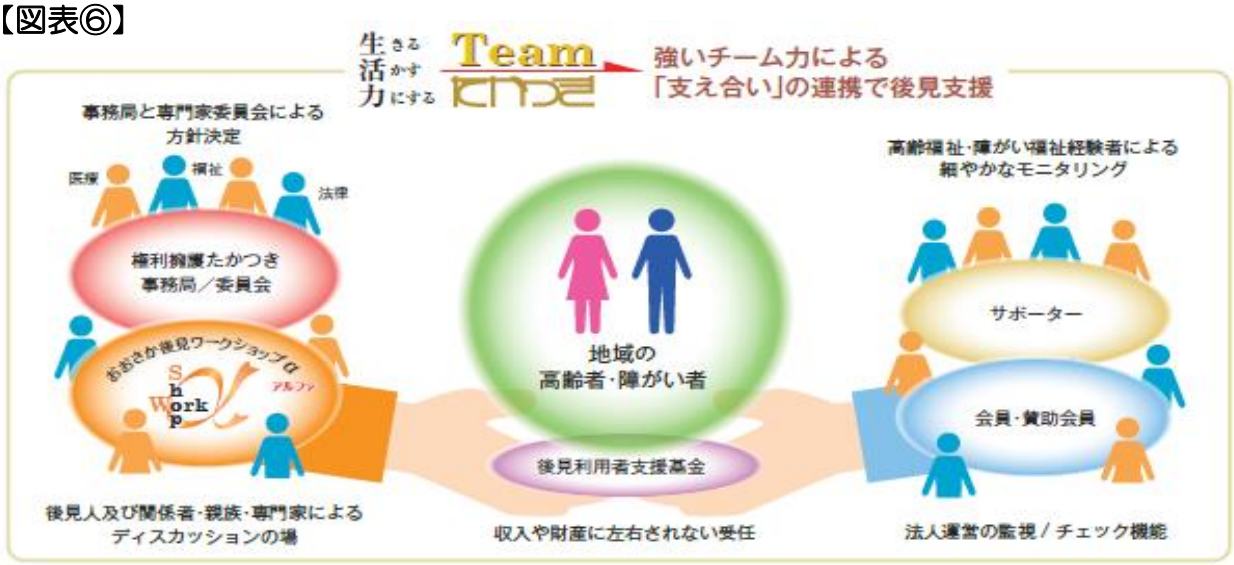

２　後見人等受任業務ならびに被後見人等に対する支援事業

当年度は、特に医療・福祉のみならず法律の分野においても、成年後見制度における意思決定支援に注目が集まりました。この動きは、代理権や同意権を有する成年後見人等と利用者ならびに親族、関係諸機関との間で、横領にみられる財産管理上のトラブルだけではなく、ご本人の意思を置き去りにした方針決定が様々な場面で行われてきた実態に改めて焦点が当てられ、利用者とその支援関係者から多くの訴えがなされた結果と考えられます。権利擁護たかつきに持ち込まれる相談においても、成年後見人等による利用者の意思を考慮しない行為への憤りを訴えられる事案が確かに寄せられています。こうした一つひとつのことが、利用者の“尊厳”を大きく傷つけることを改めて認識する必要がありますし、こうした認識を支援に取り入れていくことが成年後見制度の質の向上に繋がるものと考えます。

権利擁護たかつきでは、設立以来、法人組織に専門委員会を設け、後見等支援の現場でなされる意思決定を客観的かつ重層的に行えるよう、法律・医療・福祉の専門家による協議をもって進めるよう努めてきました。これは、後見等の支援に携わるスタッフの独断専行を防止するとともに、意思決定が困難な利用者の方針決定が安易に行われることのないよう、さらには利用者の“最善の利益”を追求する姿勢を我々スタッフが常に意識するための重要な仕組みとなっています。

また、意思決定への着目が非常に早かったのも権利擁護たかつきの後見等支援ならでは、と考えています。権利擁護たかつきは、平成 25 年に開催致しました『権利擁護たかつき創立５周年記念大会』において、“自己決定を支援する”とのタイトルで研修会を開催、広くその意義をお伝えしましたが、この歩みを止めることなく、権利擁護たかつきの後見等支援に生かしながら、広く普及啓発を図っていくことが我々に求められていることと考えます。

さて、当年度の後見受任件数は 19 件を数え、いずれも地域での支援困難事案、身寄りのない重度認知症高齢者等の事案を中心に受任を進めました。いずれも、権利擁護たかつきでの後見等受任を希望されるか、もしくは権利擁護たかつきでなければ後見等開始が進められない事案となっており、そのニーズにお応えする形での受任となっています。

一方、当年度は被後見人等の終了件数は５名となりました。ほとんどが被後見人等の死去によるものですが、このうち一件は、権利擁護たかつきによる後見活動の結果、生活の安定が図られたことから、大阪家庭裁判所へその旨を報告、ご親族へその役割を引き継いだ事案でした。これは、権利擁護たかつきにとっても初めての事例で、今後も一つのモデルとなる事案ではないかと考えているところです。

従いまして、受任件数（図表⑦）は、先に述べました終了事案との相殺も含め、近年にない増加を示したことになります。これらの受任について、権利擁護たかつきのスタッフによる後見等支援の技術の向上によるところが大きいですが、さらなるスタッフの確保と、先に述べましたサポーターの拡充は喫緊の課題として取り組む必要があると考えています。

なお、当年度の後見申立の原因となった障害別件数割合、ならびに後見等類型件数割合（図表⑧、⑨）、さらに申立地域別件数（図表⑩）をお示ししました。

【図表⑦】

後見受任件数（平成30年4月1日現在）

後見支援の種類	人数	
①業務支援受託	総数	5名
②共同後見支援（板垣弁護士・事務局 高岡）	総数	4名
③法人後見支援	総数	116名
④任意後見支援	総数	4名
計		129名
⑤終了事案　（死亡36名、辞任5名、取消1名、契約終了7名、類型変更3名）	総数	52名

総計　181名

平成 28 年度データ（参考）

後見受任件数（平成29年4月1日現在）

後見支援の種類	人数	
①業務支援受託	総数	5名
②共同後見支援（板垣弁護士・事務局高岡）	総数	5名
③法人後見支援	総数	100名
④任意後見支援	総数	5名
計		115名
⑤終了事案（死亡32名、辞任3名、取消1名、契約終了6名、類型変更3名）	総数	45名

総計　160名

【図表⑧】

障がい別件数割合

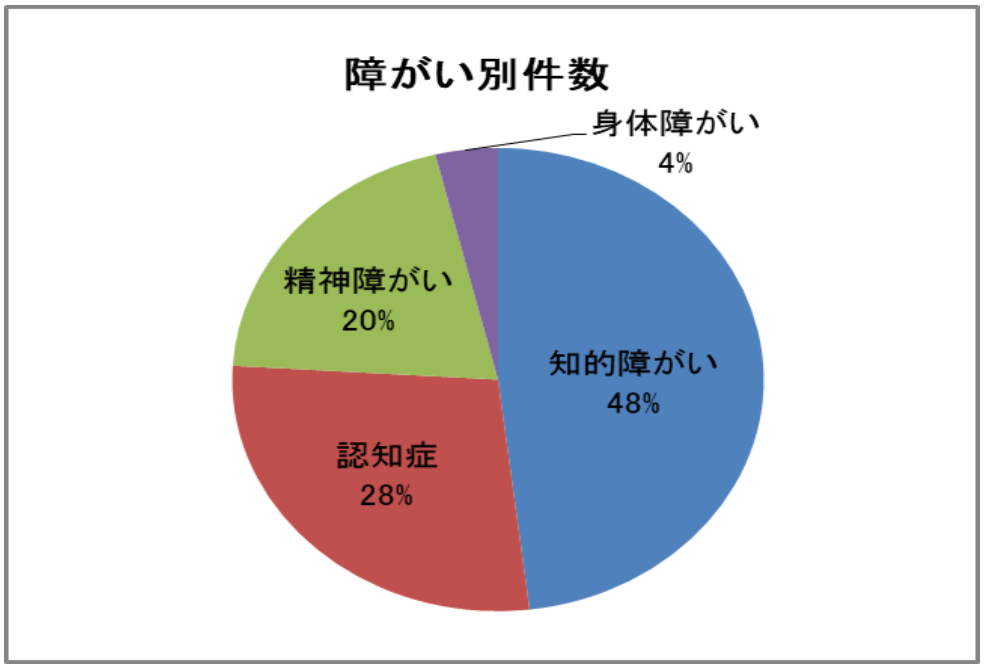

【図表⑨】

後見等類型件数割合

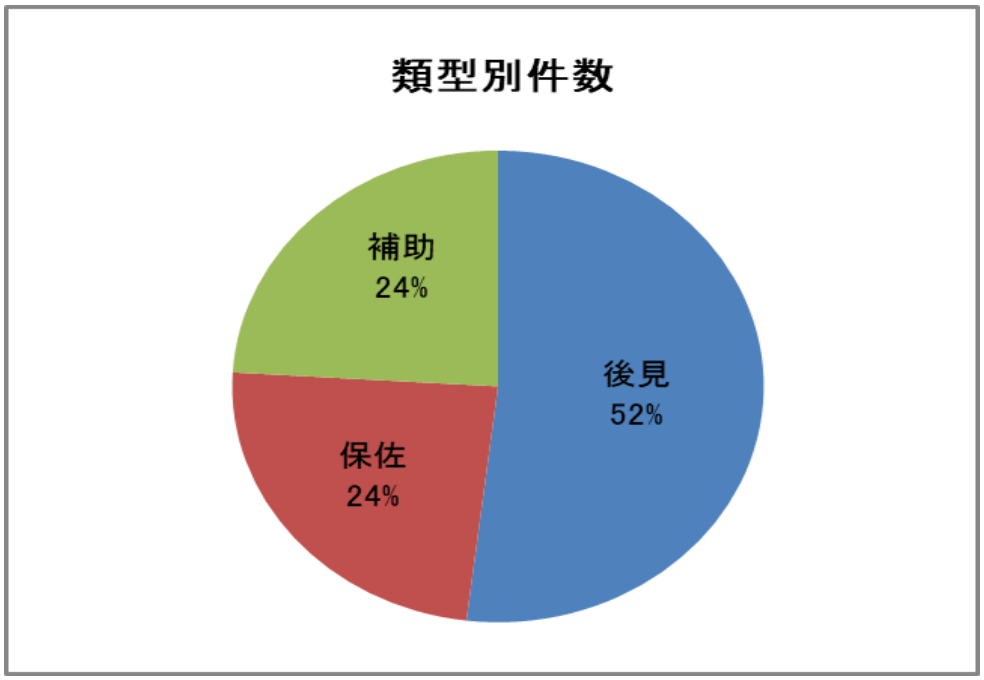

【図表⑩】

申立地域別件数

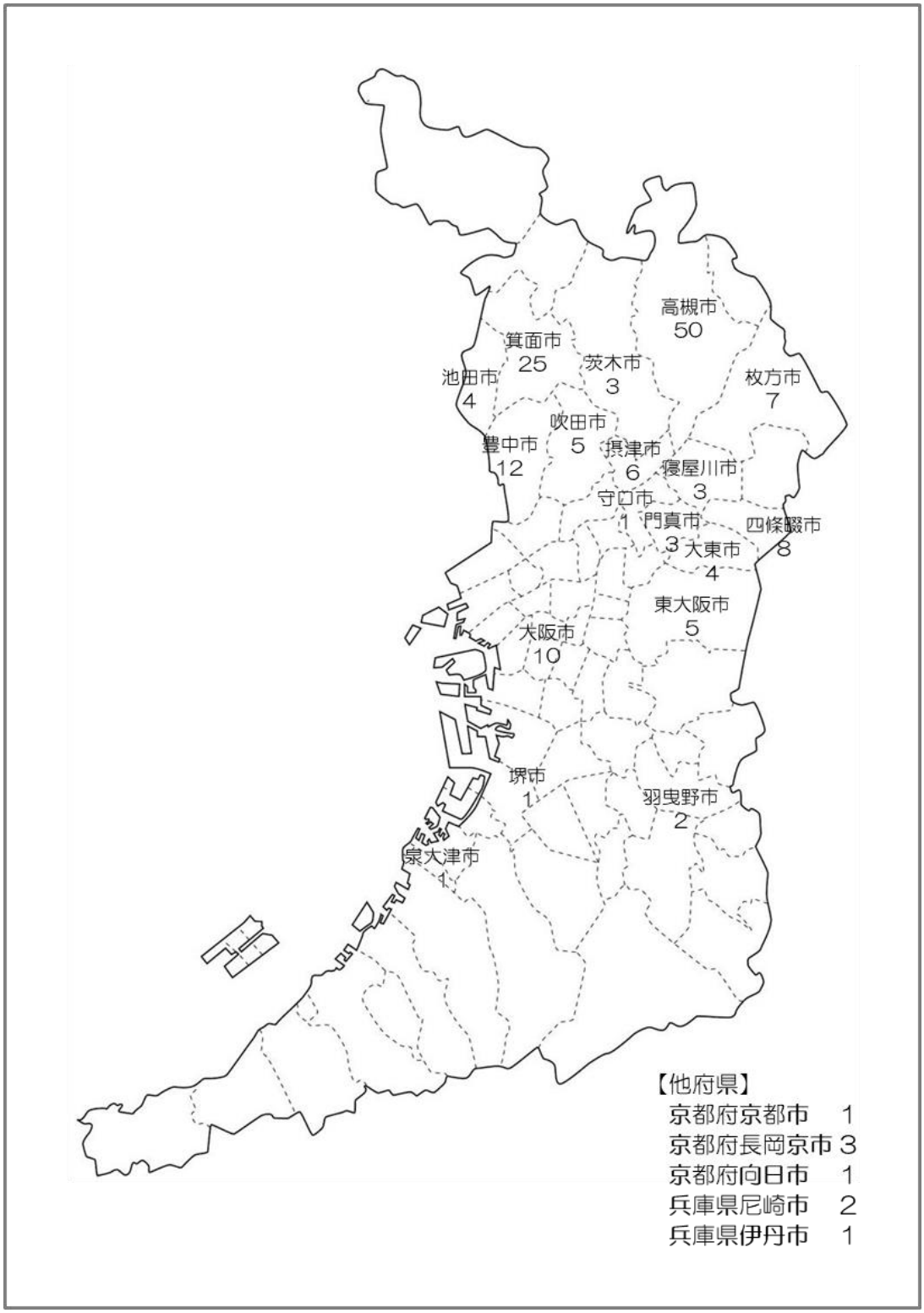
高槻市
50
箕面市
25
茨木市
3
枚方市
7
池田市
4
吹田市
5
豊中市
12
摂津市
6
寝屋川市
3
守口市
1
門真市
3
四條畷市
8
大東市
4
東大阪市
5
大阪市
10
堺市
1
羽曳野市
2
泉大津市
1
【他府県】
京都府京都市　1
京都府長岡京市 3
京都府向日市　1
兵庫県尼崎市　2
兵庫県伊丹市　1

３　成年後見制度における研修企画、講師派遣事業

当年度は、平成 27 年度から実施している事業「おおさか後見ワークショップα（アルファ）」を引き続き実施しました。開催から３年を経て、安定した運営とさらに多様な参加者による事例の検討とディスカッションが行えるようになってきました。地域の専門職や関係諸機関から開催要請の声が日増しに数多く寄せられるようになってきており、地域に社会資源の一つとして定着しつつある実感を得ているところです。

当年度の最も大きな変革は、「おおさか後見ワークショップα（アルファ）」の議論を進めるコアメンバーが中心となって、意思決定に関する研修会を開催したことが挙げられます（図表⑪）。開催地をコアメンバーの一人が所属する四天王寺大学に据え、あべのハルカスサテライトキャンパスをお借りし、*『Up to you～あなたが決めていいんです～想いを言葉に』*と銘打って、３回に渡って開催いたしました。稲垣診療所　稲垣俊雄医師、神戸女学院大学　與那嶺司教授、品川区社会福祉協議会　木下徹常務理事と、それぞれの分野でご活躍されている皆さんによるご講演を中心に、参加者とコアメンバーが一つになってディスカッションを行い、大いに収穫を得た研修会となりました（図表⑫、⑬）。

参加者はのべ 90 名を超え、多くの方々に意思決定支援の重要性を考えて頂く機会となり、同時に権利擁護たかつきの研修会開催における技術向上にも大きく資する研修会となりました。これほどの人数を、また３回に分けて開催するという試みは初めての体験であり、次年度以降も、ここで培った技術と多くの皆さんとの交流を生かすべく、取り組みを継続する必要があります。

また、当年度は同コアメンバーによる*意思決定支援研究チーム*も生まれました。大学の研究ノウハウと医療福祉現場における実践を融合し、「主体性支援を支える支援ツール」の開発に乗り出しました。残念ながら助成金の申請は進んでいませんが、次年度以降も活動を継続し、助成金の獲得と研究、学会での発表を目指し、活動を続ける予定です。

このように、「おおさか後見ワークショップα（アルファ）」を起点とした新たな芽が権利擁護たかつきに芽生えつつあり、今後は、これを生かす活動を事務局で育む取り組みが求められています。

一方、当年度の講師派遣は 15 回を数えました。対象は、公的機関のほか保護者会、地域のコミュニティーサークル、社会福祉法人と多岐にわたっており、昨年度に引き続き高い関心があることを示しています。さまざまな分野で成年後見制度への関心の高まりを感じるとともに、法人後見に取り組む権利擁護たかつきへの関心

も同時に高まっていることを考えますと、より一層、研修技術の向上が求められてきていることは言うまでもありません。従って、今後も要請があれば積極的にお引き受けする姿勢で臨む予定です。

【図表⑪】

『Up to you～あなたが決めていいんです～想いを言葉に』パンフレット

権利擁護たかつき主催 研修会のご案内

「意思決定支援」最前線

Up to you ～あなたが決めていいんです～
想いを言葉に

“支援に携わるみんなで「意思決定支援」を織り上げたい”
そんな想いから、権利擁護たかつきは３日間の研修会を開催致します。
医療や福祉の分野でご活躍の専門家をお招きし、理論的、実践的な学びを得るとともに、
法人後見の視点から先進的な取り組みもご発題いただくなど、幅広い視点から
「意思決定支援」に光を当てて、学び、考える研修会のご案内です。
開催の趣旨をご理解いただき、是非、全日程を通してご参加ください。
みなさまのご参加を心よりお待ち申し上げております。

第１回
平成30年1月20日(土)
14時30分～16時30分
テーマ　医療との連携術
～医療からの提案　医療実践の場から「判断能力」を考える～
講師　稲垣診療所 精神科医師　稲垣俊雄氏
会場：四天王寺大学あべのハルカスサテライトキャンパス
テーマに則した課題を抽出し、参加者によるワークショップも同時開催します。

第２回
平成30年2月3日(土)
14時30分～16時30分
テーマ　対人援助
～その支援、本当に利用者の自己決定を支えていますか？～
講師　神戸女学院大学教授　與那嶺司氏
会場：大阪府立ドーンセンター４Ｆ大会議室３
テーマに則した課題を抽出し、参加者によるワークショップも同時開催します。

第３回
平成30年2月24日(土)
14時30分～16時30分
テーマ　後見活動
～成年後見制度への先進の取組み‥ある社会福祉協議会の想い～
講師　品川区社会福祉協議会品川成年後見センター常務理事　木下 徹氏
～権利擁護たかつきコアメンバーからの発題と提案～
主体性を尊重する支援･･･研究成果発表
発題　四天王寺大学教授　笠原幸子氏
会場：四天王寺大学あべのハルカスサテライトキャンパス

参加要綱･お申し込み等、詳しくは裏面をご覧ください。

【図表⑫】

【図表⑬】

Ⅲ　事業の実施状況

１　特定非営利活動に係る事業

①権利擁護相談事業

【内　　容】

高齢者および障がい者における日常生活上の課題について相談を受け、必要とされる福祉サービス、制度の活用を提案してきました。相談件数は年々増加しておりますが、特に当年度より、積極的受任の方針をお示ししたことから、受任を要請される相談が増えているのが特徴です。

なお、同時に家庭裁判所への申立支援を専門職へ依頼する方針も同時にお示ししたことから、権利擁護たかつきによる申立件数は大幅に減少し、負担の軽減と共に、役割分担の方向性も明確になって参りました。

【実施場所】

権利擁護たかつき事務所内他

【実施日時】

毎日（土日祝を除くが場合によっては実施）午前９：00～午後６：00

【対 象 者】

高齢者および障がい者

【収　　入】

０円

【支　　出】

０円

②後見人等受任業務ならびに被後見人等に対する支援事業

【内　　容】

利用者の置かれている環境、財産状況を鑑み、法人として適切に受任しました。当年度から権利擁護たかつきへの受任要請には積極的にお応えする方針を示したことから、専門職の方に後見人の受託を依頼しお引き受けいただく機会はほぼなくなっております。

また、第三者を含む専門委員会は６回開催し、この場において検討、判断を行ない、その指示により支援員が支援を実施しました。当年度も委員会の不成立はありませんでした。

【実施場所】

権利擁護たかつき事務所ほか被後見人自宅等

【実施日時】

毎日（土日祝を除くが場合によっては実施）午前９：00～午後６：00

【対 象 者】

高齢者および障がい者

【収　　入】

25,000 千円（後見報酬）

【支　　出】

22,200 千円（人件費、旅費交通費、通信費等）

③成年後見制度に関わる研修企画、講師派遣事業

【内　　容】

当年度は、先に述べましたように、「おおさか後見ワークショップα（アルファ）」から生まれた研修会（3 回開催　のべ 90 名の参加）、研究チームの発足等、大きくその役割を拡大しつつあります。今後も引き続き、これらの活動を積極的に実施していく方針です。

また、権利擁護および成年後見制度の普及を目的として研修企画、講師の派遣を行ない、本年度は 15 回実施しました。

【実施場所】

研修実施施設、四天王寺大学あべのハルカスサテライトキャンパス等

【対 象 者】

一般市民、福祉に携わる施設職員等

【収　　入】

406 千円（α参加費、講師料、研修会参加費等）

【支　　出】

０円

Ⅳ　理事会その他役員会の開催状況

①第１回理事会　　平成 29 年４月 19 日（水）

【内容】・第１号議案　役員変更

司法書士より、当年６月の役員任期満了と理事長選任について説明を受け、総会、総会後の理事会の手続きについて確認を行った。

・第２号議案　定款変更

定款で規定されている「その他の事業」の削除とともに、定款の見直しについて、定款認証手続きの際に、一括変更することで決定した。

・第３号議案　寄付金の特別会計化

事務局より、利用者支援基金創設に関する説明がなされが、手続きについて詳細に調査する必要があるとの提案がなされた。

・第４号議案　後見辞任

事務局より、後見辞任の提案がなされ、理事全員の了承を得た。

・第５号議案　委員の交代

事務局より、副委員長の辞任の意向が伝えられるとともに、新委員の提案が行なわれ、理事全員の了承を得た。

・第６号議案　機関紙発行について

事務局より、機関紙（６号）の発行についての説明があり、一部修正のうえ発行することで理事全員が了承した。

・第７号議案　ホームページ及びパンフレットの更新について

事務局より、時代に即した活動の発信方法が提案され、理事全員の了承を得た。

・第８号議案　法人規程の改正について

事務局より、事務局規程及び職員就業規則の改定を提案し、一部修正のうえ承認された。

・第９号議案　総会について

平成 28 年度の総会開催概要について、事務局より提案され、理事全員が了承した。

②第２回理事会　　平成 29 年５月 17 日（水）

【内容】・第１号議案　平成 28 年度収支決算、活動報告書ならびに平成 29 年度事業計画及び活動予定書について

事務局より、資料に基づき説明がなされ、「誤解を招かない適切な表現」への一部修正が提案され、これをもって了承された。

・第２号議案　機関紙（６号）の発行について

発行後の反響について、事務局より報告がなされた。

・第３号議案　総会について

事務局より、総会の案内状についての不備が報告され、理事全員が確認した。

・第４号議案　議事録署名人の開始について

今後開催される理事会について、事務局より議事録署名人による署名を実施する案が提案され、理事全員が了承した。

③第３回理事会　　平成 29 年７月 12 日（水）

【内容】・第１号議案　理事長交代の件

事務局より、理事長交代の提案があり、出席理事の互選により理事長が決定した。

・第２号議案　理事長印の印鑑登録変更について

理事長交代に伴う印鑑登録内容の変更が決定された。

・第３号議案　研修会の開催について

新たな研修会の企画が事務局より提案され、議案のとおり実施が決定された。

・第４号議案　事務所の移転について

事務局より、施工会社から新事務所の内装に関する見積が出来たことが報告され、資料を確認のうえ、理事全員の承認を得た。

④第４回理事会　　平成 29 年 10 月 11 日（水）

【内容】・第１号議案　研修会の開催について

事務局より、研修会の参加費、プログラム等についての提案があり、検討を行った結果、一部修正のうえ実施することで理事全員の了承を得た。

⑤第５回理事会　　平成 30 年２月 21 日（水）

【内容】・第１号議案　研修会の実施及び課題

事務局より、実施された研修会について、報告と共に今後の継続実施の方針が示され、理事全員の了承を得た。

・第２号議案　事務所の移転及び移転案内と告知について

　事務局より、移転に関するタイムスケジュール、告知方法について提案があり、議案どおり議決された。

・第３号議案　新年度の年間スケジュールについて

　事務局より、新年度のスケジュールが示され、理事全員の了承を得た。

・第４号議案　10 周年記念大会について

　開催を 10 月、場所は伊勢寺と定め、手作り感のある企画として進めていくことで理事全員の了承を得た。

・第５号議案　委員会メンバーの免職について

　事務局より、委員会メンバーから委員辞任の申し出があることが示され、免職が決定した。なお、後任委員についても提案され、了承を得た。

・第６号議案　本年度の予算状況

　事務局より、新事務所移転に伴う経費増大が示され、新年度初旬の運営が厳しい旨の報告があり、理事全員が了承した。

・第７号議案　新規スタッフの確保について

　事務局スタッフの確保が喫緊の課題である旨、事務局より報告があり、理事全員が了承した。

平成 29 年度　決算報告

特定非営利活動法人　権利擁護たかつき

Ⅰ　平成 29 年度　決算総括

当年度は、一年ごとの後見等事務報告書提出化への対応がより定着し、すべての利用者において報告期間が一年となりました。中には報告書の提出のみで報酬付与申立てがかなわないケースが存在するものの、昨年度よりさらに一年間における利用者一人ひとりの平均報酬額が現実的な金額として示されました（概ね 22 万円）。

その結果、当年度は 112 件の後見等事務報告（うち 7 件は報告のみ）を実施し、後見報酬額は 2,293 万円を計上しました。

なお、支出については大きな変動はなく、昨年度と同水準となっています。平成 28 年度に創設した『後見利用者支援基金』については、法人にいただいた寄付金を同基金に充当しましたが、未だ実際の運用には至っておりません。

また、当年度は事務所の移転に伴う準備の年でもありました。新事務所の内装に係る工事費、その他設備投資としての支出を見込んでいましたが、建物の完成が年度末であった事情もあり、平成 30 年度に支出することになりました。

Ⅱ　収入と支出

1　収入について

当年度の総収入は 2,562 万円を計上しました。昨年度と比較して 430 万円程度の減収となっています。主な原因は、後見報酬の減収ということができますが、昨年度は複数年にまたがる後見事務報告に基づいて報酬額が決定されたケースが４件あったのに対し、当年度は後見等を受任している方すべてにおいて報告期間が１年となったことが大きな相違点です。

また、昨年度から概ね利用者一人ひとりの一年間における後見報酬額を示すことができるようになり、後見受任件数を増やすことにより一定の収入増が見込めることが明確になりましたが、一方で、当年度は報酬決定されたにも関わらず、ご本人の預金不足等により回収できないケースが７件発生しました。さらに、予め報酬付与申立てをしなかったケースも７件あったことから、今後は安定して後見報酬を得ることができるよう、後見利用者支援基金の運用及びさらなる強化が求められることになります。

【表①】

平成 29 年度収入内訳（雑収入は除く）

研修参加費	後見申立て支援	後見支援委託費	講師派遣収入	会費・寄付	後見報酬	任意後見報酬
91,500	0	1,472,040	314,739	245,000	22,930,264	520,000

計 25,573,543 円

【表②】

平成 28 年度収入内訳（雑収入は除く）

研修参加費	後見申立て支援	後見支援委託費	講師派遣収入	会費・寄付	後見報酬	任意後見報酬
16,000	0	2,141,640	206,922	212,000	26,682,520	660,000

計 29,919,082 円

【表③】

平成 27 年度収入内訳（雑収入は除く）

研修参加費	後見申立て支援	後見支援委託費	講師派遣収入	会費・寄付	後見報酬	任意後見報酬
19,000	0	952,560	247,857	488,000	28,149,981	1,020,900

計 30,878,298 円

【表④】

平成 26 年度収入内訳（雑収入は除く）

研修参加費	後見申立て支援	後見支援委託費	講師派遣収入	会費・寄付	後見報酬	任意後見報酬
0	0	2,511,000	252,630	236,550	17,529,360	805,980

計 21,335,520 円

2　支出について

当年度の総支出は 2,496 万円を計上し、昨年度（2,433 万円）と同水準となっています。

法人主催の研修会の開催及びホームページの刷新に伴い、事業費における雑費ならびに管理費における旅費交通費が昨年度の 3 倍程度になっています。